

北信越学生陸上競技連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は北信越学生陸上競技連盟といい、外国に対しては、The Inter University Athletic League of Hokushinetsu という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務所は、会長の指定する場所に置く。
事務所住所 〒380-0871
長野県長野市西長野 210-1 ブローニュ西長野 102 号室

(目的)

第3条 本連盟は、学生自治の精神の下に陸上競技の普及及び発展を図り、学生競技者精神の昂揚と加盟校相互の親睦を深めることを目的とする。

(上部組織の形成)

第4条 本連盟は、ほかの地区学生陸上競技連盟とともに、社団法人日本学生陸上競技連合(以下連合)を組織する。

(事業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 北信越学生陸上競技対校選手権大会
- (2) 北信越学生陸上競技選手権大会
- (3) 北日本学生陸上競技対校選手権大会
- (4) 全日本大学駅伝対校選手権大会北信越地区選考会
- (5) 全日本大学女子駅伝対校選手権大会北信越地区選考会
- (6) 北信越学生陸上競技連盟記録会
- (7) 競技力向上に関する諸事業
- (8) 北信越学生陸上競技連盟記録の承認
- (9) 審判講習会
- (10) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(組織)

第 6 条 本連盟は、福井、石川、富山、新潟、長野の各県に所在する大学、短期大学及び、高等専門学校¹の加盟をもって組織する。

第 3 章 加盟校の資格及び義務

(加盟校の資格)

第 7 条 本連盟に加盟できる大学等の資格は、学校教育法ならびに学校教育法施行規則²の設置基準によって設置された大学、短期大学及び高等専門学校とする。

(加盟の手続き)

第 8 条 本連盟に新たに加盟しようとする大学等は、所定の様式により本連盟に加盟申請を行い、代表委員総会の承認を得なければならない。

(加盟校の義務)

第 9 条 加盟校は、本連盟の規約を遵守するとともに、所定の様式により毎年4月末までに加盟手続きをしなければならない。

第 4 章 学生競技者資格

(学生競技者の資格)

第 10 条 本連盟の学生競技者とは、加盟校の学生にして、登録を済ませたものをいう。

2. 本連盟の学生競技者の範囲は、学校教育法第 56 条に定めた学生、第 57 条に定めた専攻科・別科の学生、第 67 条に定めた大学院の学生及び第 70 条の 5 に定めた高等専門学校(入学後 3 年次を経たもの)とする。

3. 前項の学生競技者、その在籍期間中登録することができる。

(大学競技者資格の消失)

第 11 条 連盟の学生競技者は、次の各項に該当する場合にその資格を失う。

- (1) 学生競技者精神に反する行為をした者
- (2) アマチュア憲章に反する行為をした者

第 5 章 役員

(役員³の構成)

第 12 条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1名	副 会 長	若干名
顧 問	若干名	評 議 員	若干名
ヘッドコーチ	1名	監 事	若干名
幹 事 長	1名	秘 書	1名
会 計	1名	幹 事	1名
代 表 委 員	加盟校より1名	専 門 委 員 会 員	若干名

(役員を選任と職務)

第 13 条 会長は、評議委員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 会長は本連盟の義務を総理し、本連盟を代表する。

第 14 条 副会長は、評議委員会の議を経て代表委員総会において決定する

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 15 条 顧問は会長が推薦し、代表委員総会において決定する。

2. 顧問は、本連盟の重要事項に関し、会長の諮問に応ずる。

第 16 条 評議委員は各加盟校より推薦されたもの 1 名。

2. 評議委員は評議委員会を構成し、本連盟の義務に関し幹事長の諮問に応ずるとともに、必要に応じて幹事長に助言する。

第 17 条 ヘッドコーチは、評議委員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. ヘッドコーチは学生競技者の競技力向上に関する一切の義務を主催する。

第 18 条 監事は、評議委員会の議を経て代表委員総会において決定する。

2. 監事は、本連盟の義務ならびに財務を監査する。

第 19 条 幹事長は、幹事会において推薦し、代表委員総会において決定する。

2. 幹事長は、会長の命を受け本連盟の義務を総括管理し、幹事会を代表する。

第 20 条 秘書及び会計は、幹事長が推薦し、代表委員総会において決定する。

2. 秘書は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 会計は、財産管理並びに会計事務を掌理する。

第 21 条 幹事は、加盟校の推薦を経て代表委員総会において決定する。

2. 幹事は、幹事長の命を受け業務を分掌し執行する。

第 22 条 代表委員は、各加盟校より 1 名選出する。

2. 代表委員は、代表委員会を構成し、本連盟の重要事項について審議決定する。

第 23 条 専門委員会委員は、幹事長が推薦し、代表委員総会において決定する。

2. 専門委員会委員は、専門委員会を構成し、幹事長の命を受け所掌の業務を執行する。

第 24 条 役員の任期は、1 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 25 条 役員に欠員が生じた場合は、代表委員総会の決定により補充することができる。

(役員の報酬)

第 26 条 本連盟の役員はすべて無報酬とする。

第 6 章 会議

(会議の種類)

第 27 条 本連盟に次の会議を設ける。

(1) 代表委員総会

(2) 評議員会

(3) 幹事会

(4) 専門委員会

(代表委員総会)

第 28 条 代表委員総会は、本連盟最高議決機関とし、毎年 4 月、12 月に行い、会長がこれを召集するとともに、次の事項を付議するものとする。

(1) 事業計画

(2) 予算

(3) 事業報告

(4) 決算報告

(5) 役員の承認

- (6)規約・規程・内規等の制定及び改廃
- (7)新規加盟校の承認
- (8)その他本連盟の重要事項

(臨時代表委員総会)

第 29 条 前条の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合及び代表委員の3分の1以上の者から会議の目的とする事項を示す文書による要求があったとき、会長は臨時代表委員総会を招集する。

(代表委員総会の通知、成立、議決、議長)

- 第 30 条 代表委員総会の招集は、開催日当日の14日前までに、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
2. 代表委員総会は、代表委員の3分の2以上の出席(委任状も含む)を持って成立する。
 3. 代表委員総会の議決は、出席代表委員の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 4. 代表委員総会の議長は、幹事長とする。
 5. 本連盟の役員は代表委員総会に出席し、それぞれの資格で意見を述べることができる。

(評議委員会)

第 31 条 評議会は、会長が必要に応じて招集し、本連盟の重要事項について幹事長の諮問に応ずる。

(評議員会の通知、成立、議長)

- 第 32 条 評議員会の招集通知は、開催日当日の14日前までに、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
2. 評議員会は、出席した評議員をもって成立する。
 3. 評議員会の議長は、会長とする。

(幹事会)

- 第 33 条 幹事会は、幹事長が招集し、代表委員総会に付議する事項について審議する。
2. 幹事会の議長は、幹事長とする。

(専門委員会)

第 34 条 本連盟の義務遂行上の必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会は、幹事長が必要に応じて招集し、所掌の業務について審議、執行する。
3. 各専門委員会に委員長1名、委員若干名を置く。
4. 各専門委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

第 7 章 競技会及び記録の認定

(競技会)

第 35 条 北信越学生陸上競技対校選手権大会、北信越学生陸上競技選手権大会、全日本大学駅伝対校選手権大会北信越地区選考会及び、全日本大学女子駅伝対校選手権大会北信越地区選考会は、毎年これを開催する。

(記録の認定)

第 36 条 本連盟は、次の記録を認定する。

- (1) 連合及び本連盟が主催する競技会の記録
- (2) 加盟校の対抗戦の記録
- (3) その他本連盟に関係ある競技会の記録

(十傑表の作成)

第 37 条 本連盟は、毎年、北信越学生陸上競技十傑表を作成する。

2. 各加盟校は、本連盟所定の用紙により、登録競技者の当該年度最高記録を報告しなければならない。

第 8 章 会計

(経理)

第 38 条 本連盟の経理は、次のもので支弁する。

- (1) 登録料
- (2) 関係する機関及び団体から受ける補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第 39 条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の改正

(規約の改正)

第40条 本規約の改正は、代表委員総会において3分の2以上の代表委員の同意を必要とする。

第10章 補則

(規則)

第41条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

第42条 本規約は、平成5年4月1日より施行する。
一部を改正し、平成8年4月7日より施行する。
一部を改正し、平成11年4月4日より施行する。
一部を改正し、平成24年4月7日より施行する。